

NO!

ひぼうちゆうしょう

不当な差別・誹謗中傷



幸田町新型コロナウイルス

感染症対策条例

令和2年12月22日施行



感染は誰にでも起こり得るもの。  
オール幸田町でこの難局を乗り  
越えよう!



「町・町民・事業者の責務」や  
「感染症対策の推進」について  
も書かれているね!

条例の内容はこちらから



問合せ 幸田町 健康福祉部 健康課 TEL:0564-62-1111(内線 181) Email:kenko@town.kota.lg.jp